

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除の存続	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置（恒久措置）の存続</p> <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 換地処分を伴う土地改良事業においては、道路や河川用地等の公共用地等に供される非農用地を従前の土地に対応しないものとして生み出すこと（創設非農用地換地）を通じて、秩序ある土地利用の実現が図られている。</p> <p>これらの非農用地については、土地改良事業計画においてその最終取得者（市町村等）が定まっていますが、最終取得者側の工事計画や予算措置との関係から、換地処分前に当該非農用地の工事及び清算金の処理が必要となり、当該最終取得者に代わって土地改良区が一時的に中間保有を行うことにより、土地改良事業及び道路等の公共事業の促進が図られている。また、創設非農用地換地の取得者は非営利法人に限定されているため、地縁による団体（自治会）等が当該最終取得者の場合、土地改良区が一時的に中間保有を行うことにより換地処分の円滑かつ適時適切な実施が図られている。</p> <p>・ 特例措置の内容 土地改良区が創設非農用地換地を取得した場合において、当該換地を2年以内に市町村等に譲渡したときは、土地改良区にかかる不動産取得税の納税義務を免除する。</p>	
関係条文	地方税法第73条の27の6第1項	
減収見込額	（初年度） －（▲87） （平年度） －（▲76） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 （平成22年3月30日閣議決定 食料・農業・農村基本計画）</p> <p>（2）施策の必要性 食料自給率向上の基礎となる農地の有効利用を着実に推進するには、秩序ある土地利用を促進し、土地利用型農業において意欲ある多様な農業者に対して農地の利用集積を進める必要があることから、換地処分を促進するための課税上の特例である本措置が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保持培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る <<中目標>> 農業の持続的な発展 <<政策分野>> 優良農地の確保と有効利用の促進
	政策の達成目標	意欲ある多様な農業者への農地の利用集積
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	なし（恒久措置のため）
	同上の期間中の達成目標	換地処分は農用地の集団化その他農業構造の改善のため地区全体で一括して実施されるものであり、本措置の適用により、対象地区全体の換地処分の円滑な実施による秩序ある土地利用を図り、意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を促進する。
政策目標の達成状況	平成 22 年度における全国の換地処分実績は、352 換地区において合計 13,277 h a。 （仮に本措置が廃止されると、27 換地区（約 8%）、2,547 h a（約 19%）の換地処分が適時適切な時期に実施できなくなり、農地の利用集積の推進に支障をきたす。）	
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 25 土地改良区 適用事業者の範囲 5,040 土地改良区（H22 年度末の全国の土地改良区数）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非農用地の最終取得者（市町村等）においては、工事計画や予算措置との関係から、換地処分前に当該非農用地の工事及び清算金の処理（用地費の支払）が必要となり、非農用地を土地改良区に中間保有させる必要がある。 また、創設非農用地換地の取得者は非営利法人に限定され、集会所等用地を「地縁による団体（自治会）」等が直接取得できず、土地改良区に中間保有させる必要がある。 本措置の適用により、市町村等の用地取得費（H22 約 3 千万円）が軽減され、市町村等の公共事業が計画的に推進するとともに、換地処分の円滑な実施による秩序ある土地利用が図られ、意欲ある多様な農業者への農地の利用集積が促進される。（平成 22 年度に創設非農用地換地を行った 84 換地区のうち 27 換地区（約 32%）において、45ha の非農用地を生み出し、2,547ha の秩序ある土地利用が図られた。）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	本措置は、やむを得ず一時的に土地改良区が中間保有する場合に限って、二重課税を防止する措置として換地処分により生み出された非農用地の不動産取得税を免除するものであり、政策目的達成の手段としての確かつ必要最小限の措置であり、事業量が減少傾向にあるものの、一定割合（H22 総地区面積の 1% の非農用地を創設）の適用が見込まれるものである。 仮に本措置が廃止されると、換地処分の適時適切な実施が困難となり、土地の権利確定（27 換地区の関係権利者数 4,564 人）が遅延し、売買等による利用集積が低調になるとともに、市町村等の土地取得コストが不動産取得税に相当する額分増嵩することから、創設非農用地換地を直接取得する者との平等性が損なわれ、市町村等による円滑な土地取得に支障が生じ、秩序ある土地利用の確保が図られなくなるおそれがある。
ページ	10—2	

税負担軽減措置等の 適用実績	適用実績			
	区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	件 数	82	79	65
	減税額 (百万円)	110	89	28
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)				
前回要望時の 達成目標				
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由				
これまでの要望経緯	昭和 48 年に恒久措置として創設された。			